

第2期

宇治市障害者福祉基本計画

宇 治 市

目 次

第 1 計画の基本的な考え方

1	計画の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の基本理念	3
4	計画の基本方針	4
5	計画の期間	6
6	施策体系	7

第 2 分野別施策の方向

1	理解と交流の促進	9
(1)	基本的な方向	9
(2)	主な施策	10
(ア)	広報・啓発活動の推進	10
(イ)	障害の理解を進める福祉学習の推進	11
(ウ)	交流・ふれあいの場の充実	11
2	教育の推進	13
(1)	基本的な方向	13
(2)	主な施策	14
ア	早期対応の充実	14
(ア)	相談体制の充実	14
イ	一人ひとりの教育的ニーズに応じた学校教育（特別支援教育）の 充実	14
(ア)	就学と進路指導の充実	14

(イ) 教育環境の整備	15
(ウ) 教職員研修の充実	15
ウ 生涯学習の充実	15
(ア) 学校卒業後の学習機会の提供	15
3 福祉サービスの充実	16
(1) 基本的な方向	16
(2) 主な施策	17
ア 地域生活を支えるための施策の充実	17
(ア) 相談支援体制の充実	17
(イ) 地域活動の支援	18
(ウ) サービス提供基盤の整備	19
(エ) その他のサービス	20
(オ) 精神障害のある人への施策の充実	21
(カ) 難病等対策の推進	21
(キ) 障害のある児童への支援	22
イ 住まいの場の確保のための施策の充実	23
(ア) 地域相談支援の充実	23
(イ) グループホーム・ケアホームの利用促進	23
(ウ) 住宅のバリアフリー化の支援	23
ウ 障害の重度化、障害のある人の高齢化への対応	24
(ア) 重度の障害のある人への支援	24
(イ) 障害のある人の高齢化への対応	24
エ 生活安定のための施策の充実	25
(ア) 各種福祉手当等の支給	25
(イ) 補装具・日常生活用具の給付等の実施	25
オ 権利擁護の推進	26
(ア) 成年後見制度の普及・啓発	26
(イ) 虐待の防止	27
(ウ) 差別の防止	27

4	保健・医療の充実	28
	(1) 基本的な方向	28
	(2) 主な施策	29
	ア 地域生活を支えるための施策の充実	29
	(ア) 障害の早期発見と早期対応	29
	(イ) ライフステージに応じた保健サービスの推進	30
	イ リハビリテーション供給体制等の充実	31
	(ア) リハビリテーション供給体制等の整備・充実	31
	(イ) 公費負担医療制度の運営等	31
	ウ 精神保健医療の推進	32
	(ア) 医療機関との連携	32
	(イ) 情報提供の充実	32
5	生活環境の整備	33
	(1) 基本的な方向	33
	(2) 主な施策	34
	ア 生活環境の整備	34
	(ア) ユニバーサルデザインの普及・啓発	34
	(イ) 建築物等のバリアフリー化の促進	34
	(ウ) 住宅のバリアフリー化の支援	34
	イ 情報・コミュニケーション支援	35
	(ア) 情報バリアフリー化の支援	35
	(イ) 障害のある人の地域生活を支える人材の養成・確保	35
	ウ 防犯・防災対策の充実	36
	(ア) 防犯・防災情報の提供	36
	(イ) 情報登録制度の運営	36
	(ウ) 福祉避難所の確保	36
	エ 選挙等における配慮	37
	(ア) 選挙等における配慮	37

6	雇用・就労の促進	38
	(1) 基本的な方向	38
	(2) 主な施策	39
	ア 雇用の促進	39
	(ア) 企業や市民への広報・啓発	39
	(イ) ネットワーク組織との連携	39
	(ウ) 障害のある職員の採用	39
	(エ) 契約制度の取り組み	39
	(オ) 職場体験実習の取り組み	40
	(カ) 特例子会社の誘致	40
	イ 福祉的就労の充実	40
	(ア) 障害者施設の製品の販路の拡大	40
7	スポーツ、文化・芸術、レクリエーション活動の振興	41
	(1) 基本的な方向	41
	(2) 主な施策	42
	(ア) スポーツ・レクリエーション活動の推進	42
	(イ) 文化・芸術活動の推進	43
8	推進体制の整備	44
	(1) 基本的な方向	44
	(2) 主な施策	45
	(ア) 推進組織の整備	45
	(イ) 福祉人材の養成・確保	45
	(ウ) 国・京都府・民間との役割分担と連携強化	45

参考資料

宇治市障害者福祉基本計画（平成18年度見直し版）

策定以降の主な成果	47
-----------	----

第2期宇治市障害者福祉基本計画策定の経過	50
宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会委員名簿	52
宇治市障害者福祉アンケート結果報告書	53
宇治市障害者福祉アンケート結果報告書【発達障害】	124

「障害」の表記について

近年、「害」の字が入っているのは好ましくないとして、「障害者」や「障がい者」といった表記を使用する場合がありますが、「第26回障がい者制度改革推進会議」(平成22年11月22日開催、内閣府所管)において、法令などにおける「障害」の表記の在り方について、「当面、現状の『障害』を用いる」との見解が示されたことから、本計画においても「障害」の表記を用いることとし、今後の国の動向により、必要に応じて表記の変更等について検討を行います。

「児童」の表記について

本計画に位置付けられる障害者施策は広範囲にわたり、関係法令も多岐にわたります。法令によっては、18歳未満の人について、「幼児」「児童」「生徒」など、細分化されている場合がありますが、本計画においては可能な限り、18歳未満の人については「児童」で表記を統一しています。

